

令和7年11月28日招集

11月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和7年度11月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年11月28日(金) 午後2時30分から午後2時59分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (33人)

農業委員

1番 田村良雄	2番 若林清廣	3番 本田敏明
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 佐藤英一	9番 保科豊秋
10番 長井範親	11番 高橋潤一	12番 塩原信子
13番 帯瀬和幸	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 大嶋喜芳	17番 丸山和秀	18番 樋口智
19番 江端美春	20番 間宮一	
22番 増井勝	23番 高橋仁	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 山岸洋子	2番 阿部和美	3番 鈴木健二
	5番 笠原綱生	
7番 伊勢亀裕二	8番 渡辺裕威	9番 原田秀一
10番 田澤利英	11番 武田要一郎	12番 野澤和吉

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第37号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第38号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第39号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩

南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農地係主査 島倉明彦

7 会議の概要

<p>小沢補佐 開始時刻 15:15</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和7年度11月定例総会を開会いたします。</p> <p>21番 草野伸一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、18番 樋口智委員、19番 江端美春委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第37号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第38号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p>

	<p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で6件、中央地区で11件、秋葉区で5件、南区で12件、西蒲区で18件の計52件です。</p> <p>次に議案第37号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、秋葉区で1件です。</p> <p>次に議案第38号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、西区で2件、西蒲区で1件の計4件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は57件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の山岸でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の6件は、去る11月26日に審査を行いました。</p> <p>農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページ、3ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」から「北6号」の6件は、いずれも農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。</p>
中央区部会長	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の12件は、去る11月26日に審査を行いました。</p>

<p>議 長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>まず、議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書4ページから6ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中2号」、及び「中4号」から「中9号」は、いずれも、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中3号」は、親子間で贈与により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中10号」、「中11号」は、利便性を高めるため、交換により、所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第38号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、露天駐車場敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請11件、第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の笠原でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の6件を、26日に審査いたしました。</p> <p>「議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」です。</p> <p>議案書7ページ、8ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」、「秋4号」は譲受人の申し出により売買するものです。</p> <p>「秋2号」は譲渡人の申し出により売買するものです。</p> <p>「秋3号」、「秋5号」は譲渡人の申し出により贈与するものです。</p> <p>続いて、「議案第37号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について」です。</p> <p>議案書17ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は第2種農地に住宅敷地拡張として申請したものです。</p>
--------------------------	---

<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>以上6件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。 秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の伊勢亀でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は12件で、去る11月26日に審査を行いました。</p> <p>議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書の9ページから11ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」、「南2号」、「南4号」、「南7号」、「南8号」及び「南10号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>「南3号」と「南9号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>「南5号」は、経営移譲をするため、後継者に農地を生前一括贈与するものです。</p> <p>「南6号」と「南12」号は、譲受人が自家用野菜を栽培するため、農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>「南11号」は、お互いの農地を集積するため、交換により所有権を取得するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請12件について、いずれも問題ないと判断しました。 南区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の原田でございます。</p> <p>11月26日に開催した西区部会での審査結果について、報告をいたします。</p> <p>議案書の19ページをご覧ください。</p> <p>議案第38号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、申請地を賃貸借し、下水道災害復旧工事の露天資材置場敷地に一時転用する計画です。農地区分は農振農用地です</p>

<p>議長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>が、農地転用許可基準の不許可の例外、「3年以内の一時転用」に該当します。</p> <p>「西2号」は、申請地を売買し、認定こども園の露天駐車場敷地とする計画です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>西1号および西2号はともに、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請、合計2件については、いずれも問題ないものと判断いたしました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の19件は、去る11月26日に審査を行いました。</p> <p>議案第40号 農地法第3条許可申請についてです。</p> <p>議案書12ページから16ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」、「蒲3号」、「蒲4号」、「蒲6号」、「蒲12号」、「蒲13号」、「蒲15号」および「蒲16号」は、譲渡人の要望により、売買にて所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲2号」および「蒲17号」は、譲渡人の要望により、贈与にて所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲5号」および、「蒲7号」から「蒲11号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲14号」は、お互いの農地を集積するため、交換により所有権を取得するものです。交換する農地は南区の農地となります。</p> <p>「蒲18号」は、営農型太陽光発電設備の設置で、太陽光パネルを支える支柱部分を除いた、敷地面積全体の上空に、区分地上権として設定するものです。</p> <p>次に、議案第38号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書20ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、営農型太陽光発電設備の支柱部分及び電気機器施設を一時転用するため申請しました。3年間の期間延長となります。</p>
-------------------------	---

議 長	<p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請18件、第5条許可申請1件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、追加議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、議案書17ページ、議案第37号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、</p>

<p>議 長</p> <p>農政振興係長</p>	<p>3,000 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書18ページ、議案第38号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、なお、議案書20ページ 蒲1号については、営農型太陽光発電設備設置の下部面積が3,000 m²を超えることから、県農業会議への諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>蒲1号以外の事案は、諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、別冊の議案第39号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。議案第39号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>最初に、本日机上に配布した追加資料について説明します。</p> <p>令和7年4月に農地中間管理事業への一本化が図られたことに伴い、これまで農業経営基盤強化促進法に基づいて行われていた農地売買についても、農地中間管理機構の特例事業という取り扱いとなり、本市としては今月が初回となります。</p> <p>追加資料につきましては、市からの意見聴取、それに対する農業委員会からの意見書の様式が貸借と異なることが判明したため、追加で配布をさせていただいたものです。</p> <p>それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、1ページ令和7年11月の利用権の設定等を促進する事業 地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区244件、中央地区134件、秋葉区146件、南区180件、西区38件、西蒲区320件、合計で件数1,062件、面積6,435,200 m²です。</p> <p>次に、利用権の移転について、北区2件、中央地区58件、南</p>
--------------------------	---

	<p>区 3 件、西区 6 件、西蒲区 3 件、合計で件数 7 2 件、面積 286, 437 m²です。</p> <p>続いて 2 ページ、中間管理機構を介した売買について、秋葉区 3 件、南区 2 件、合計で件数 5 件、面積 11, 832 m²です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の 4 ページ以降のとおりとなります。</p> <p>新規の利用権設定については、4 ページから 218 ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については、219 から 235 ページのとおりです。</p> <p>次に、機構を介した売買については、236・237 ページのとおりです。貸借とは違い、譲渡人から機構、機構から譲受人の 2 段での表記になっていませんが、別冊資料に掲載の売買については、全て中間管理機構を介すものとなります。</p> <p>案件についてはいずれも各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から 1 1 月 1 0 日付けで意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、238 ページ、追加資料の 239・240 ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、定例総会において“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”“新潟県農林公社による所有権の取得・移転は適当である”旨を決定し、市に対して回答します。</p> <p>促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。</p> <p>県の公告は令和 8 年 1 月 3 0 日からとなります。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊の議案第 3 9 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますの</p>
議 長	
議 長	

<p>議 長</p>	<p>で、関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>それでは、別冊の議案第39号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として 委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議 長 終了時間 14：59</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和7年度11月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
